平成２９年（フ）第１００号
福井県坂井市三国町三国東４丁目４番1203号　三国東団地
債務者　柏木　尚美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
兵庫県揖保郡太子町鵤623番地　Ｋ’ｓＧａｒｄｅｎ　Ａ棟202号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町馬場267番地11
債務者　鹿野かおり
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第４号
兵庫県宍粟市山崎町中比地５番地１
債務者　赤木シゲ子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第２３号
兵庫県たつの市新宮町船渡57番地１　405
債務者　山本　　忠
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第２４号
兵庫県たつの市新宮町船渡57番地１　405
債務者　山本さち子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３０号
兵庫県宍粟市一宮町嶋田236番地、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町加生46番地１　市営加生団地２号棟102号室
債務者　竹内　拓也
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１４号
高知県宿毛市片島７番28号
債務者　中地　由美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１６号
高知県四万十市秋田167番地
債務者　入川　真吾
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第７０号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1693番地７
債務者　早生　妙子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１７６号
熊本市東区花立３丁目33番15号　リーベ花立105
債務者　井伊　良一
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６２号
広島県福山市高西町２丁目７番38―４号
債務者　佐藤　清治
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７９号
広島県福山市津之郷町大字津之郷186番地136
債務者　浜本　和子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第６９６号
名古屋市港区港陽１丁目３番15号　千年住宅107号
債務者　青木　愛美
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７号
高知県幡多郡黒潮町市野々川57番地
債務者　山下　　翼
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１０９号
沖縄県那覇市銘苅１丁目３番30号　マンションＨＡＰＰＹ601
債務者　山里　由香
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１９号
沖縄県那覇市辻１丁目13番21号　ローズマンション波之上302
債務者　米藏　勇行
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部